

陳 情	受 理 番 号	106	受 理 年 月 日	令和5年3月13日	付 託 委 員 会	都 市 建 設 環 境
件 名	那覇市牧志1丁目に所在する聖地十貫瀬古墳群（通称ナナチバーカ65基）に付随するスージグワー、ハカミチグワー古道（里道）等の復元陳情について					

那覇市牧志1丁目に所在する聖地十貫瀬古墳群(通称ナナチバーカ65基)に付随するスージグワー、ハカミチグワー古道(里道)等の復元陳情について

関連:那覇市牧志一丁目の地域住民及び関係者の生活道の売却、里道の払い下げに伴う地域住民などの生活権(利用権)の侵害に伴う権利の回復について

沖縄県議会議長宛:請願書 2018.3.1、関連文書 2018.3.7、2018.3.27

那覇市議会議長宛:請願書 2018.3.2、関連文書 2018.3.12、2018.3.27

記

標記について、一応の私的調査結果として、文書(法第14条第1項の地図の所在、那覇市牧志一丁目、太古の十貫瀬丘(七星山)の道、十貫瀬古墳群(通称7ツ墓).....云々、2019年1月16日付)及びホテル建設でスージグワー、ハカミチグワー里道は、なぜ、如何して消えたか。の文書(2019年5月15日付)を提出していますが、2023年2月23日現在、未だに何も、沖縄総合事務局長、那覇地方法務局長、沖縄県知事、那覇市長から何の連絡もありません。

この私的調査では、聖地十貫瀬岩山には、65基のお墓が蔵存しています。

市道牧志6号からのスージグワー、ハカミチグワーの一連の里道及び市道牧志5号からのハカミチグワー、スージグワーの一連の里道が戦前から関係者が利用していた里道であるかについて①那覇市の地籍調査の成果、②琉球政府の地籍調査の成果、沖縄県の地籍調査の成果があります。国土交通大臣が認証したのは沖縄県那覇市地籍図(沖 L12-4-1)であり、法務大臣が備え付けた公図である。この公図が復元すべき適正な里道であったかの検証であり、③昭和13年8月27日境界測量図、742番地のお墓の写真④戦後の里道周辺を描出した一級の証拠である750番地の[REDACTED]、613番地、633番地、632番地の[REDACTED]の土地所有申請書の見取図、722番地の土地所有申請書の見取図の添付資料、613番地の土地所有申請書、⑤地籍調査の関係で建設した道路、ゼンリン住宅地図の登録道路で市道牧志5号からの戦前の里道)等に基づき、戦前、利用していた里道が復元されていないことが明らかになった。

その顕著な事実の事象は、

①国は、里道は、一定の位置形状にあり、地籍調査の都度、朝令暮改的に変更することは出来ない。国は里道の掌握が不十分で無知であること、また、管理を任されている者(那覇市)が地籍調査に欠くことの出来ない確固たる里道の見取図等の書類を提出がないこと。そのため、市道牧志5号からのハカミチグワー、614番地の家屋の前面、石垣沿いのスージグワー、ハカミチグワーの里道が捏造されたことは明らかなこと。

②登記所が牧志一丁目631番地、633番地、632番地の地積・地番訂正(1959年8月11日)の際、旧土地台帳の曖昧な登記、曖昧の土地台帳付属図面の記載、分筆登記がなされ、琉球政府及び沖縄県の地籍調査の成果に悪戯に混乱を巻き起こし、さらに、722番地(旧630番地)の地積を捏造し、厳存する631番地(旧632番地、墓地で登記のないお墓6基が厳存)の地籍が捏造・削除され、琉球政府、沖縄県の地籍調査の成果及び法第14条第1項の地図に記載がない。そのため、722番地、750番地、631番地、633番地632番地、613番地、里道の位置形状が激変している。

この事実は、XXXXXXXXXXの土地所有申請書の見取図(戦後の地籍調査の一级資料)の存在の無知、那覇市の地籍調査の成果=土地台帳付属地図を無視し、昭和13年8月27日境界測量図でもその位置形状は明らかであるが、聖地十貫瀬古岩山の西側の位置形状を捏造し、750番地にハカミチグワー里道が繋げてしまったこと。

③722番地(旧630番地)は、旧630番地1に分筆され21坪です。那覇市の地籍調査の成果では、630番地が不詳になり、国土調査の成果、錯誤、722番地21坪(69㎡)がお墓の地籍48㎡に改訂され、旧630番地1の21坪の記録が脱落・捏造され、その筆界ある631番地(旧632番地)墓地が切り離され、消滅・改変され、位置形状が激変したこと。

④735番と734番地の間には登り階段があります。さらに、734番地から631番地(旧632番地)のお墓とハカミチグワー里道とは標高差があるため旧632番地にも登り階段があります。しかし、一連のお墓とハカミチグワー里道と筆界のお墓側が鋭角に切り崩され、ハカミチグワー里道が613番地に併合され、家屋が建設され、空き地になり、里道が消滅していること。

⑤613番地は旧土地台帳では200坪が全部証明書で661㎡なり、さらに、年月日不詳地目変更、錯誤、国土調査による成果、823.03㎡となり、地積162.03㎡増加しました。しかし、これは、ハカミチグワー里道の消滅との関係があり、上記④の墓地側の筆界が垂直に切り崩され、ハカミチグワー里道が消滅し、家屋が建築され、また、空き地になっています。従って、613番地の地積を錯誤訂正し、消滅したハカミチグワー里道の復元しなければならないこと。

- ⑥聖地十貫瀬古岩山には、登記のあるお墓、750番地に登記のないお墓が混在しています。地籍調査において、地権者とお墓の所有者には、一定の墳墓地の使用契約がありますが、調査不十分のため、第四岩壁群には登記のあるお墓5基と登記のないお墓7基がありますが、登記のないお墓7基を750番地に登記したため、「登記したお墓の地籍」と「750番地7と750番地6のハカミチグワー里道の地積」が僅差であることから、ハカミチグワー里道が詐取されていること。
- ⑦山里家の土地であった610番地のワクガー付近からの750番地と742番地のお墓の石垣の側面迄が地積調査の成果で1.3mから0.5m程が鋭角に切り崩されている。さらに、742番地お墓の側面には日本軍が構築した豪の入口等が埋め戻されている。
- そのため、742番地お墓の囲い石垣は約300年前に築造されているが、法第14条第1項の地図によると、当該石垣が610番地2と958番地3に分割され、さらに、「610番地と里道の地積」が東方向に約3メートル移動・測図し、スージグワー里道を742番地のお墓の石垣側面に捏造し、さらに639番地の北側筆界にあるスージグワー里道を削除し、742番地お墓の前の隣接地613番地及びハカミチグワー里道が捏造されたため、里道の位置形状が激変したこと。
- ⑧里道は、市道牧志6号から639番地、610番地、742番地お墓の前面に存在し、さらに、居住地区への614番地の家屋の石垣沿いから614番地の家屋の前面に位置し、ハルミチグワー、市道牧志5号に抜ける里道は明らかであり、関係者が認め利用している里道であり、ゼンリン住宅地図に登載された建設道路であるがそれを否認していること。
- ⑨法第14条第1項の地図の里道は、適切に復元した里道ではなく、今回、沖縄総合事務局長が復元里道として捏造されている里道は、利用できない里道と知り、ゼンリン住宅地図に登載された関係者が認めた市道牧志5号からの利用している道を知りながら、関係者、自治会などに対して、里道の用途廃止の法的要件を隠蔽、蔑ろにし、用途廃止の説明、関係者からの承諾を得ることもなく、売却処分した公図の里道は、国有財産ではない、私有地に相当し、その里道がガープ川岸に繋がることもないこと。また、沖縄総合事務局長は、XXXXXXXXXXに対して当該里道を売却する承諾書、印鑑証明

を添付しているのではないかとの発言に対し、全く騙されたことに気付き、関係者に撤回文書を簡易書留郵便で送達している。

また、売却した公図の里道は、あるべき里道を削除、位置形状を捏造されており、殆どが私有地であることは、明らかである。

従って、当該捏造された里道を売却することは、不可能である。

当該、売買承諾書は国の財産でない里道を売却する承諾書であり、虚偽の承諾書に署名、捺印したことは、詐欺罪の幫助に該当するもので認められないこと。

⑩当該、無番地のハカミチグラー里道を国が放棄し、750番地の地権者に付与し、地権者は、750番地7、750番地6に分筆し、売却したが、これは聖地十貫瀬古墳群(65基)に付随するハカミチグラー里道であり売却不可能である。その理由は地権者が[REDACTED]の土地所有申請書の見取図の存在に無知であること。

⑪750番地413坪には、750番地1に分筆があってはならない。古いお墓である。

⑫聖地十貫瀬岩山には、登記されているお墓と、750番地413坪にある登記のないお墓が第二岩壁群、第三岩壁群、第四岩壁群に存在し、750番地を分筆することは、不可能であるが、分筆されていること。

⑬私的調査を実施していないが、聖地十貫瀬岩山の東側が崩れ落ち、当該岩山の裾野は750番地であるが、岩山に在るべき裾野の容姿、位置形状が変貌しており、本来の登記されたお墓の特定が困難になっている。そのため、750番地の裾野を侵害しているのでないか。

また東南側の裾野が地籍調査の成果で鋭角に切り崩されたが、当該岩山の750番地には裾野があるのが自然である。お墓は750番地の第二岩壁群、第三岩壁、第四岩壁群に存在し、そのお墓の筆界は、当岩山の裾野の筆界と同一でないこと。

⑭公図では、750番地と631番地、633番地、632番地の混乱は、全部事項証明書、閉鎖徐事項証明書から[REDACTED]の土地所有申請書の見取図の夫々の地積は辻褃合わせで同一であるが、公図は、那覇市の地籍調査の成果=土地台帳付属地図、[REDACTED]の土地所有申請書の見取図、昭和13年8月27日境界測量図の位置形状が全く異なっており、現地とも全く異なる地図であり、信憑性が全く、理性を失った架空のご都合主義の地図であることは明らかであること。

⑮以上のことを鑑みれば、里道に関わる「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」により、位置境界不明地域

に指定され、集団和解方式による調査を実施していますが、不要であったこと。

⑯戦災を免れた旧公図の写しから那覇市の地籍調査の成果=土地台帳附属地図が生まれたことは否めませんが、原地籍図は入手できません、さらに、沖縄県公文書図書館に原図らしきものがありますが、非公開です。そのため、昭和13年8月27日境界測量図と対比すると①里道は市道牧志6号から639番地、610番地北側の筆界に沿って進みますが、610番地の左折地点からハカミチグワール里道に繋がります。しかし、那覇市の地籍調査の成果では、里道は一直線に進み、左折することはありません。また、750番地が610番地と742番地の間に測図され、ハカミチグワール里道に接続され、その里道は、631番地辺り迄で繋がります。当該2カ所が相違していますが、それ以外は遜色がないこと。しかし、市道牧志6号、市道牧志5号はガープ川岸に伸びますが、市道牧志6号から610番地の左側地点にある里道はカーブ川岸に絶対に伸びませんが、公図は捏造しガープ川岸に伸びていること。

等の「里道の復元に関わる隠蔽事実」の詳細を開示しておりますので検討、ご審議が行って頂き、那覇市牧志一丁目、聖地十貫瀬古墳群(65基)に付随する古道(里道)、市道牧志6号からのハカミチグワールに繋がる里道と市道牧志5号から居住地区に繋がる里道は前から利用していた事実があることから、当該里道の復元できるよう陳情します。なお、前回の陳情は未了とのことですが、経過・処理方針等を書面でお示しください。

那覇市牧志一丁目、聖地十貫瀬古墳群(通称ナナチパーク)に付随する古道の位置形状確認するため、昭和13年8月27日境界測量図、742番地のお墓の写真、土地所有申請書、見取図その付属資料、旧土地台帳、全部事項証明書、閉鎖事項証明書、那覇市の地籍調査の成果=土地台帳附属地図(当初の地図、改訂後の地図)、琉球政府の地籍調査の成果、沖縄県の地籍調査図の成果(二種類の地図)、一先ず、代替里道として関係者が認め建設され利用している道の登載されたゼンリン住宅地図、法第14条第I項の地図、那覇市の航空写真(未確定地籍図2017年7月25日印刷)等です。

また、2019年1月16日付、 発出文書「法第14条第I項の地図の所在那覇市地牧志一丁目・・・云々」一、私の経過調査の都度の度重なる照会・回答要請文書等多数です。なお、今回の調査で蒐集できなかった資料は、公文書図書館の未公開の当該墓地等の地図、日本軍が聖地十貫瀬岩山、古墳群を如何に利用していたのかの図面、戦後、米軍が如何に整地し使用していたかの証拠写真、当該岩山の全景写真等です。

また、聖地十貫瀬古岩山の東側から南側にかけて醜く崩れ落ち、麓が垂直に切崩され、地積調査の成果で当該岩山の全容は変貌し、景観を失いその影響で異常な位置形状が醸成していますが、地積だけは確保されています。しかし、隣接地の侵害は明らかであることから、さらなる究明が要請されています。750番地の真の位置形状は未調査です。

以上